

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月及び 60 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月
② 昭和 60 年 7 月から同年 9 月まで

申立期間①については、結婚した当時、保険料は納めなくてもよいと聞いたが、国民年金に任意加入し、まじめに納めてきた。昭和 55 年 5 月に株式会社 A に就職した時に、厚生年金保険被保険者証の提出を求められたが、以前、国民年金の再加入手続をした際に地元の役場を取られてしまっていたため、提出できず恥ずかしい思いをした。年金の手続はきちんとしなければと思っていたので、当時、B 市町村役場で資格喪失の手続を行い、保険料も納付していたと思う。

申立期間②については、B 市町村役場の窓口へ四半期ごとに出向き、納付書に現金を添えて納付したはずなのに、未納とされているのはおかしい。年度初めに届いた納付書は 5、6 枚組だった記憶がある。もう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は合計で 4 か月と短期間である上、申立人は、昭和 42 年 * 月に国民年金に強制加入し、46 年 5 月に任意加入した以降、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①について、申立人が所持する年金手帳には、昭和 55 年 5 月 1 日に厚生年金保険に加入したことにより、同日付けで国民年金の被保険者資格を喪失した届出を行った旨の記載、及び「B 市町村」の押印が確認でき、申立人が当時、B 市町村役場の窓口で国民年金の資格喪失手

続を行っていることが確認でき、申立期間①の直前の 55 年 3 月までの国民年金保険料はすべて納付済みとされていることを踏まえると、申立人が申立期間①の 1 か月分の保険料のみを納付しないままにしていたとは考え難い。

さらに、申立期間②について、申立人は、「四半期ごとに B 市町村役場の窓口に行き、納付書を用いて現金で納付した。」と主張するところ、オンライン記録により、昭和 60 年度分の保険料の納付年月をみると、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの保険料は同年 7 月に、60 年 10 月から同年 12 月までの保険料は同年 12 月に、61 年 1 月から同年 3 月までの保険料は同年 4 月に、現年度保険料として四半期ごとに納付されていることが確認できる。

加えて、B 市町村では、「国民年金保険料の納付書は、前納分 1 枚と四半期分 4 枚の合計 5 枚綴りであった。」と回答しており、昭和 60 年度の第 1 期、第 3 期及び第 4 期分の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、同年度の第 2 期分に当たる申立期間②の納付書を使用せず、同期間の保険料を未納としていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年7月10日から同年12月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を33年7月10日、資格喪失日に係る記録を同年12月14日とし、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月から同年12月まで

私は、昭和32年から37年まで、毎年、A事業所で春から秋までB作業員として働いていた。昭和33年度分だけ厚生年金保険の加入記録が無いというのはおかしい。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことが推認できる上、オンライン記録から、申立人は、申立期間の昭和33年を除き、32年（5月1日から11月21日まで）、34年（4月1日から12月6日まで）、35年（4月1日から12月11日まで）、36年（4月1日から12月26日まで）及び37年（4月1日から8月2日まで）において、毎年、A事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和32年度から36年度までの被保険者数をみると、32年度は348人、33年度は377人、34年度は387人、35年度は366人、36年度は373人とおおむね同数であり、申立期間の33年度を前後の年度と比較すると、厚生年金保険の適用の方法が相違していた状況はうかがえない。

さらに、申立期間当時、A事業所で厚生年金保険に加入している同僚6

人から聴取したところ、「当時は労働組合が強く、事業所の作業員は全員が厚生年金保険に加入していたと思う。」、「自分から厚生年金保険に加入しないと申し出る人はいなかったと思う。」、「作業員は、全員がB作業員として働いていたと思う。」との証言が得られている。

加えて、オンライン記録により、申立人が申立期間当時、同じA事業所で一緒に働いていたとする同僚二人は、昭和33年7月10日から同年12月14日までの期間において、A事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和33年7月10日から同年12月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じA事業所で勤務していた同僚及び申立人に係る当該期間前後の標準報酬月額の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否か不明であるとしているが、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を行ったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年7月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和33年4月から同年7月10日までの期間については、社会保険事務所の記録により、昭和33年度において、現場作業員を加入させている厚生年金保険の事業所整理記号が昭和33年7月10日に新たに取得され、当該年度に新規取得している現場作業員全員の資格取得日が33年7月10日であることが確認できる。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 2 月 28 日から 33 年 6 月 20 日まで
② 昭和 34 年 6 月 8 日から 35 年 4 月 15 日まで

60 歳の年金裁定時に、A 株式会社で働いた期間について、脱退手当金が支給された記録となっていることを初めて知った。当時は、年金制度のことはよく分からず、脱退手当金の制度は知らなかったため、自分で手続きした記憶も会社から制度の説明を受けた記憶も無い。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社における当時の事務担当者は、「退職する女性の従業員に対し、脱退手当金の制度について説明したことやその請求手続を代理で行っていた事実は無い。」と証言している上、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の支給記録がある 7 人は、「会社から脱退手当金制度の説明は無かった。」と証言しており、そのうち 2 人は、「仲間から脱退手当金の制度があることを聞いて自分で請求した。」、「親が請求してくれた。」と証言していることを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間の前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、3 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念すると

は考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録について、①の期間は35万円、②の期間は49万5,000円、③の期間は42万円、④の期間は49万8,000円、⑤の期間は34万8,000円及び⑥の期間は49万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月30日
② 平成17年8月12日
③ 平成17年12月30日
④ 平成18年8月12日
⑤ 平成18年12月30日
⑥ 平成19年8月11日

A株式会社から支給された平成15年12月30日、17年8月12日、17年12月30日、18年8月12日、18年12月30日及び19年8月11日の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（写し）及び申立人に係る源泉徴収簿（写し）の記録により、申立人は、申立期間①は35万円、申立期間②は49万5,000円、申立期間③は42万円、申立期間④は49万8,000円、申立期間⑤は34万8,000円及び申立期間⑥は49万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録について、①の期間は36万円、②の期間は50万1,000円、③の期間は42万6,000円、④の期間は51万円、⑤の期間は35万7,000円及び⑥の期間は51万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月30日
② 平成17年8月12日
③ 平成17年12月30日
④ 平成18年8月12日
⑤ 平成18年12月30日
⑥ 平成19年8月11日

A株式会社から支給された平成15年12月30日、17年8月12日、17年12月30日、18年8月12日、18年12月30日及び19年8月11日の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（写し）及び申立人に係る源泉徴収簿（写し）の記録により、申立人は、申立期間①は36万円、申立期間②は50万1,000円、申立期間③は42万6,000円、申立期間④は51万円、申立期間⑤は35万7,000円及び申立期間⑥は51万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録について、①の期間は29万円、②の期間は40万4,000円、③の期間は34万3,000円、④の期間は41万円、⑤の期間は28万7,000円及び⑥の期間は41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月30日
② 平成17年8月12日
③ 平成17年12月30日
④ 平成18年8月12日
⑤ 平成18年12月30日
⑥ 平成19年8月11日

A株式会社から支給された平成15年12月30日、17年8月12日、17年12月30日、18年8月12日、18年12月30日及び19年8月11日の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（写し）及び申立人に係る源泉徴収簿（写し）の記録により、申立人は、申立期間①は29万円、申立期間②は40万4,000円、申立期間③は34万3,000円、申立期間④は41万円、申立期間⑤は28万7,000円及び申立期間⑥は41万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録について、①の期間は37万円、②の期間は51万9,000円、③の期間は44万1,000円、④の期間は52万円、⑤の期間は36万4,000円及び⑥の期間は52万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月30日
② 平成17年8月12日
③ 平成17年12月30日
④ 平成18年8月12日
⑤ 平成18年12月30日
⑥ 平成19年8月11日

A株式会社から支給された平成15年12月30日、17年8月12日、17年12月30日、18年8月12日、18年12月30日及び19年8月11日の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（写し）及び申立人に係る源泉徴収簿（写し）の記録により、申立人は、申立期間①は37万円、申立期間②は51万9,000円、申立期間③は44万1,000円、申立期間④は52万円、申立期間⑤は36万4,000円及び申立期間⑥は52万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録について、①の期間は16万円、②の期間は22万6,000円、③の期間は22万6,000円、④の期間は23万円、⑤の期間は16万1,000円及び⑥の期間は23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月30日
② 平成17年8月12日
③ 平成17年12月30日
④ 平成18年8月12日
⑤ 平成18年12月30日
⑥ 平成19年8月11日

A株式会社から支給された平成15年12月30日、17年8月12日、17年12月30日、18年8月12日、18年12月30日及び19年8月11日の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（写し）及び申立人に係る源泉徴収簿（写し）の記録により、申立人は、申立期間①は16万円、申立期間②は22万6,000円、申立期間③は22万6,000円、申立期間④は23万円、申立期間⑤は16万1,000円及び申立期間⑥は23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録について、①の期間は17万9,000円、②の期間は23万3,000円、③の期間は24万円、④の期間は24万円及び⑤の期間は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日
② 平成17年12月30日
③ 平成18年8月12日
④ 平成18年12月30日
⑤ 平成19年8月11日

A株式会社から支給された平成17年8月12日、17年12月30日、18年8月12日、18年12月30日及び19年8月11日の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（写し）及び申立人に係る源泉徴収簿（写し）の記録により、申立人は、

申立期間①は 17 万 9,000 円、申立期間②は 23 万 3,000 円、申立期間③は 24 万円、申立期間④は 24 万円及び申立期間⑤は 25 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月から32年8月10日まで
前の会社を昭和31年11月に退職し、すぐに株式会社Aに再入社したが、厚生年金保険の加入記録があるのは、32年8月10日からとなっている。申立期間についても、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aの当時の事務担当者は、「申立期間当時、従業員を社会保険にいつ加入させるかは、取締役や事務担当の上司が決めており、必ずしも入社後直ちに加入手続をしていたわけではなかった。」と証言しており、同事業所において、昭和31年度から33年度までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した19人（申立人を除く。）のうち、入社日が把握できた11人全員に、入社後1か月から6か月の厚生年金保険の未加入期間があることが確認できる。

また、申立人は、「再入社してしばらくの期間、同僚が会社の健康保険証を所持しているのに、自分は無かったので不思議に思い、事務担当者に聞いた記憶がある。」と述べており、入社後、直ちには厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録を確認したが、申立人の加入記録は昭和32年8月10日から42年6月17

日までの期間以外には確認できず、申立期間において健康保険記号番号の欠番は無く、不自然な点はみられない。

加えて、株式会社Aの当時の取締役等は既に死亡しており、申立期間当時の社会保険の取扱い等が確認できない上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年から33年ごろまで

昭和30年から33年ごろまでの間で、A社B支社C事業所又はD事業所に勤務し、外交員をしていた。一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の加入記録があり、自分には加入記録が無いのは納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和30年から33年ごろまでの間で、A社B支社C事業所又はD事業所に勤務し、外交員をしていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、申立人を同社に入社することを誘ったとされる同僚は、「申立人はA社B支社D事業所に昭和30年ごろ勤務していたが、半年もしないうちに辞めた。」と証言している。

また、申立人が一緒に勤務していたとする別の同僚は、「半年ぐらいの試用期間があり、入社後すぐには厚生年金保険に加入できなかった。申立人とは一緒に勤務していたが、申立人がいつまで勤務していたかは覚えていない。」と証言している。

さらに、当時の事務担当者は、「外交員については、半年程度の試用期間があり、その後も契約を継続的に取らないと厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。